

Q 地域枠学生は、他の学生と違う教育を受けるのですか？

A 基本的には、全ての授業、実習について全く同じ内容を学習します。それとは別に、毎年8月に2～3日間程度、他大学地域枠の学生や自治医科大学の学生等と合同で行う夏季実習に参加していただきます。内容としては、病院実習やグループワークなど地域医療を体験するとともに学生同士の交流を深める場となります。

Q 卒後2年間の臨床研修はどこで行うのですか？

A 新潟大学医歯学総合病院又は新潟県内の基幹型臨床研修病院で行うこととなります。研修プログラムは自由選択であり、他の医学生同様に、医師臨床研修マッチングに参加していただきます。

Q 臨床研修修了後の指定医療機関とは、どのような医療機関ですか？

A 医師の確保を特に図るべき区域などに所在する病院から県が指定します。
なお、医師の確保を特に図るべき区域などとは、新潟県医師確保計画に定めた医師少数区域などの地域をいいます。

Q 指定医療機関には、診療所は含まれますか？

A 卒後7～9年目においては、地域の中核病院に勤務しながら、週1回程度、診療所等で勤務するケースも想定されます。

Q 義務履行期間（指定勤務期間）の勤務については、どのようなイメージになりますか？

A 別紙のモデル例のようなイメージになります。
一定の要件を満たした場合、義務履行期間内で大学教員や行政医として就業することも可能です。

Q 診療科の選択に制限はありますか？

A 返還免除の条件としては、皆さんが将来目指す診療科について特に制限は設けていません。
ただし、どの診療科に進むにしても、臨床研修修了後2年間は、地域医療を主体とした医療に従事してもらうこととなります（希望診療科への入局自体は可能です）。その後、卒後5年目からは、希望する診療科の医師として大学等で研修（2年間）を積み、残りの義務年限の期間をその診療科の医師として地域の指定医療機関で勤務することとなります。

Q 専門医にはなれますか？

A 専門医を取得する課程は診療科によって多少異なりますが、卒後5年目から2年間は、大学等の専門研修基幹施設で研修ができますし、その後も地域で各診療科医師として勤務しますので、9年間の義務年限中に取得することは可能です。

Q 大学院への進学は可能ですか？

A 可能です。
大学院の期間は通常4年になりますが、臨床を離れ実験等の研究に専念する期間については、義務の履行を一旦停止し、後に延ばすことで研究期間を取れますし、臨床を行いながらできる期間については、義務の履行を継続しながら、大学等での研修や地域病院での勤務と併せて行うことも考えられます。

また、臨床を行いながら進学できる社会人入学の場合は、義務期間中の勤務をしながら行うことができます。

Q 海外留学や県外研修は可能ですか？

A 可能です。
所属する医局の推薦があり、新潟医学振興会理事長が必要と認めた場合には、義務の期間を一旦停止して、海外留学等することは可能です。

Q 結婚して出産した場合、産前・産後休暇や育児休暇はとれますか？

A 産前・産後休暇については、義務年限内で取得することが可能です。
また、診療に従事せず育児に専念する育児休暇についても、義務の期間を一旦停止して取得することが可能です。

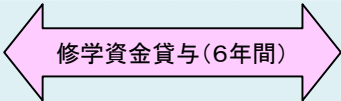
Q 2年間の後期研修は、県外の病院で研修することも可能ですか？

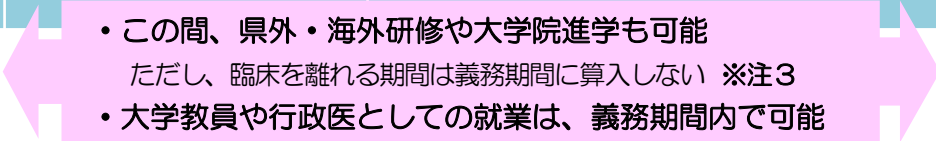
A 義務年限の9年間はあくまでも新潟県内の病院に勤務することが条件になりますので、原則として県外で後期研修を行うことは認められません。どうしても県外の病院で研修をしたい場合は、県外研修として新潟医学振興会理事長が必要と認めた場合に限り、義務の期間を一旦停止して行うこととなります。

Q 「保証人のうち1人を父母兄弟又はこれに代わる方とします」とありますが、もう1人はどのような者が可能でしょうか？

A 本制度は、修学資金の返還を目的とした貸付ではありません。
修学資金の貸与を受けた修学生が、返還免除の義務要件の履行が困難になった際に、本人に代わり返還が可能な方をお願いします。

卒業後のキャリアモデル例(FAQの別紙)

医学部在学年数		卒後年数（指定勤務期間9年間（貸与6年×1.5））													
年数	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9
区分							初期臨床研修		指定勤務 (地域医療)		後期研修 (指定勤務)		指定勤務		
想定される勤務先等							医学部医学科6年間						新潟大学医歯学総合病院 又は県内の臨床研修病院		医師の確保を特に図るべき区域などの病院 ※注1
研修内容等	1～5年生の間、修学生合同夏季実習に参加し、地域病院を体験						研修プログラムは自由選択 (ただし、3年目以降の勤務を想定した選択が望ましい)		診療科に関わらず、地域医療を主体とした医療に従事し、幅広い診療能力を養成		選択した診療科で、高度・多様な症例等を経験する後期研修		選択した診療科の医師として経験を積みながら、地域で診療能力を向上		
配置方針							○ マッチングに参加し、県内の臨床研修病院を本人が選択		○ 幅広い診療能力を養成できる地域中核病院に配置し、周辺の地域医療病院をサポート ○ 週1日程度の研修日を設けるなど、研修環境に配慮する		○ 地域医療（3～4年）の前に後期研修を行うことはできない ○ 3年目に総合的な研修を希望する場合、地域医療を4～5年目とし、後期研修は1年とする		○ 選択した診療科の医師として地域で勤務 ○ 病院に勤務しながら、同じ圏域内の診療所をサポートする場合を含む ○ 各圏域において中心的役割を担う公的病院に対しては、増員された人数に応じて、同じ圏域内の地域病院への医師派遣を依頼する		


 ・この間、県外・海外研修や大学院進学も可能
 ただし、臨床を離れる期間は義務期間に算入しない ※注3
 ・大学教員や行政医としての就業は、義務期間内で可能

注1) ただし、救急医療の確保等特段の理由がある場合はこの限りではない。

なお、医師の確保を特に図るべき区域などとは、新潟県医師確保計画に定めた医師少数区域などの地域をいう。

注2) 「原則として」の運用については、「むやみに例外の適用を拡大しないこと」とする。「原則によりがたい」場合は個別に協議する。

注3) 育児休業・介護休業を取得した期間は義務期間に算入しないが、産前産後休暇を取得した期間は義務年限に算入する取扱いとする。

※ 自治医大卒医の義務年限内の配置とは、当面、別の対応とする。

※ 県修学生の配置は、従来の大学からの派遣と同一ではないことを、大学、修学生、配置先病院に対し確認をしていく。